

令和6年度 第4回館林市立保育園民営化事業者選定等委員会
次 第

日 時 令和6年8月26日（月）

午後3時～

場 所 市役所5階 504会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 館林市立保育園民営化事業者募集要項（案）の修正点について【資料1】

(2) 土地・建物の貸与又は譲渡について【資料2、3】

(3) 館林市立保育園民営化事業者選定に係るプロポーザル審査基準について【資料4】

(4)その他

4 閉 会

委員会審議事項（規則第4条）

- (1)民営化事業者の募集要項の作成に関する事
- (2)民営化事業者の選定に関する事
- (3)その他、市長が必要と認める事

第4回

館林市立保育園民営化事業者選定等委員会の概要

1 実施内容

1 実施内容

(1)主な議事

①事務局より、資料1「館林市立保育園民営化事業者募集要項（案）の修正点について」を用いて、主に以下の内容について説明

- ・委員より意見があった内容について募集要項（案）に修正して加えたこと
- ・その他、第3回委員会で決定した事業者の応募範囲について明記したことに加え、その他、文言の加筆修正を行ったこと

【結果】上記のとおり、事務局より修正（案）を説明した後、全委員より承認をいただいた

②事務局より、資料2「民営化関連基礎資料（土地・建物の貸与又は譲渡）」、資料3「土地、建物等に係る貸与・譲渡 他自治体参考資料」を用いて、主に以下のとおり説明した後、委員同士の協議により委員会案を検討していただいた

- ・渡瀬保育園、成島保育園の土地、建物に関する基本情報として運営開始年、土地面積、建物構造、処分制限期間、経過年数、建築総額、国補助金額、県補助金額について
- ・土地に関して有償貸与、無償貸与、有償譲渡、無償譲渡の4種類に分類し、それぞれの議決の必要性、市のメリット、市のデメリットについて
- ・建物に関して有償貸与、無償貸与、有償譲渡、無償譲渡の4種類に分類し、それぞれの財産処分手続き、補助金返還の必要性、議決の必要性、施設整備費の負担割合、市のメリット、市のデメリットについて
- ・参考として、平成18年度（2006年）4月に移管した三野谷保育園の建物は無償貸与、土地は有償貸与であり、民間保育所として経営が安定するまでの期間、土地使用料については、全額免除していたこと
- ・資料3は、比較的最近の民営化を実施した13自治体の状況について
- ・上記及び事務局案、内容等を踏まえて、委員会の中で検討後、決定してほしい旨を依頼

＜委員同士の協議：土地及び建物について、４つの選択肢の中から決定する＞

【結論】土地及び建物について無償貸与、有償貸与、無償譲渡、有償譲渡のいずれか４つの選択肢から各委員の考えについて後日事務局へ回答してもらい、決定する流れとなった

[詳細：委員からの主な感想・意見等]

- ・前回の民営化の際は、土地は有償貸与、建物は無償貸与だったので、今回別の選択をして良いのか不安が残る。土地は相続税等の心配もあるため、市に管理してもらったほうが良い。また将来その土地が認定こども園である必要がなくなった場合、その次の世代の館林市の市民のために使うことが出来ると考える。
- ・私が経営者であれば、土地は無償貸与、建物は無償譲渡が良い
- ・前回民営化された認定こども園 MINOYA が現在うまくいっているのであれば、その時と同じで良い
- ・事務局は色々な点を考慮して事務局案を提案したと思うので、今の時点では事務局の意見を尊重したい
- ・無償で貸した方が受託法人にとっては手を挙げやすい。沢山の法人に応募してもらい、色々と検討した方が良いと考えるので無償貸与が良い。
- ・無償貸与、無償譲渡であれば、手を挙げる確率は大きいし、多くの選択肢があった方が教育・保育内容が豊かになり、最終的に子ども達の最善の利益につながると考えるが、一方で前回の民営化時とのバランスも考えなくてはならない。
- ・手を挙げてくれる事業者が多い方が子どもや保護者にとって、どこが良いのか選定する際に、内容が深まると思う（無償が良いということ）
- ・元々財政的に余力がない法人にとって、有償貸与という条件があると応募するかどうか、確かに考えてしまう
- ・渡瀬にしても成島にしても建物の修繕が必要であり、特にコーキング等が老朽化している。今後多大な修繕費がかかってくる中で、１００％市が負担するのは厳しいのではないか。建物を無償譲渡すれば、国からも補助金をもらえるので、２５％の負担で済む。
- ・これからの子ども達にとって良い環境が作れるのであれば無償が良い
- ・経営する側で言えば、勿論無償の方が良いので、土地は無償貸与が良い。建物に関しては譲渡であれば今後の大規模な修繕等の際に、市の負担が２５％で済むので譲渡が良く、経営する側で考えると無償が良い。

- ・盲点だったのは、認定こども園 MINOYA との待遇差の問題で、土地に関して、現在認定こども園 MINOYA が契約している有償貸与について無償貸与に切り替えられないのであれば、平成 18 年度と同じ条件として最初の 5 年は土地を有償貸与として減免措置をとり、5 年後に認定こども園 MINOYA と合わせて無償貸与にすることにより、不公平感をなくするのが良いのでは。
- ・建物については、修繕等の市の負担率を考えると無償譲渡が良い。土地に関しては、有償貸与として 5 年 10 年という期間の減免措置をとるのが良いと考える。しかし、年間使用料をお聞きしたが、それほど高額ではないので、5 年 10 年の免除期間があれば法人としての体力もついてくる。よって、その後は、有償貸与でも良いのではないか。
- ・我々選定委員は、市民からの財産をどう使用するかという観点からも考えなければならないため、非常に悩ましい。現在、認定こども園 MINOYA が使用料を支払えているということは、経営が安定しているだろうから、前提になった形で有償貸与とするのがベターであると思う。また他の問題もあって、確かに保育園は公共的な事業をやっている訳だが、保育園だから無償で良いという訳にはいかず、他業種も色々とあるという状況も踏まえて結論を導く必要がある。

③事務局より、資料 4「館林市立保育園民営化事業者選定に係るプロポーザル審査基準等」を用いて、主に以下のとおり説明

- ・委員皆さんのこれまでの意見や他自治体の審査基準を参考にして、館林市独自の審査基準としてたたき台を作成したので、修正等がある場合はご意見をいただきたい
- ・1 人 60 点満点の 5 段階評価であることや、合格基準点を設定すること、評価の偏りが出ないように配慮し、最も点数の高い法人を運営法人として指定することなど
- ・民営化事業者選定審査基準表及び評価表のうち、「項目」、「評価の着目点」、「配点」、「評価」の詳細について
- ・事業者から提出される資料については、当日だけでなく、事前に委員の皆さんに配布し、目を通していただいてから当日のプレゼンテーションに臨んでいただくように現在のところ考えていること

<委員からの発言主旨>

- ・市内法人である場合、保護者がその法人の教育・保育内容の現状や実態について把握出来るため、民営化に対する不安軽減に寄与しているという点を考慮して優遇する案が出た一方、子どもや保護者にとって最高の教育・保育サービスを提供したいという理由から素晴らしい運営をしている市外の法人も募集範囲に入れるという案があるため、ジレンマがある

【結論】

全委員から別紙に記入した意見を郵送により送付してもらい、市内法人を優遇することが適切か決定することとなった

(2)その他

①事務局より以下のとおり、依頼と報告について説明

- ・(依頼)「資料4プロポーザル審査基準等に対するご意見、特に市内優遇が適切か」、その他「土地、建物に関する貸与、譲渡、無償、有償の各自の回答」について、用意した封筒を用いて9月4日(水)までにポストへ投函を依頼
- ・(報告)8月30日(金)に第3回目までの本委員会の進捗状況等について、市議会へ報告する予定であること、また10月上旬市主催の保護者向け説明会開催し、事務局が対応することを報告

担当：こども課幼保支援係 飯塚、鈴木

電話：47-5172（直通）

Mail：kodomocity.tatebayashi.gunma.jp